

健生食輸発0822第2号
令和6年8月22日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産アカシアのインドキサカルブ、中国産ねぎのチアメトキサム、ベトナム産きだちとうがらしのエトキサゾール及びミャンマー産赤とうがらしのトリアゾホス)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年8月16日付け健生食輸発0816第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、タイ産アカシア、中国産ねぎ、ベトナム産きだちとうがらし及びミャンマー産赤とうがらしのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産アカシアのインドキサカルブ、中国産ねぎのチアメトキサム、ベトナム産きだちとうがらしのエトキサゾール及びミャンマー産赤とうがらしのトリアゾホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産きだちとうがらしのエトキサゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年8月22日	タイ	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	インドキサカルブ	POMSIAM INTERMARKETTING CO.,LTD.

	中国	ねぎ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	チアメトキサム	YISHUI BAOPING FOODSTUFF CO.,LTD
	ベトナム	きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	エトキサゾール	TNL AGRICULTURAL AND FISHERY COMPANY LIMITED
	ミャンマー	赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	トリアゾホス	NATURAL FARM FRESH MYANMAR CO.,LTD.